

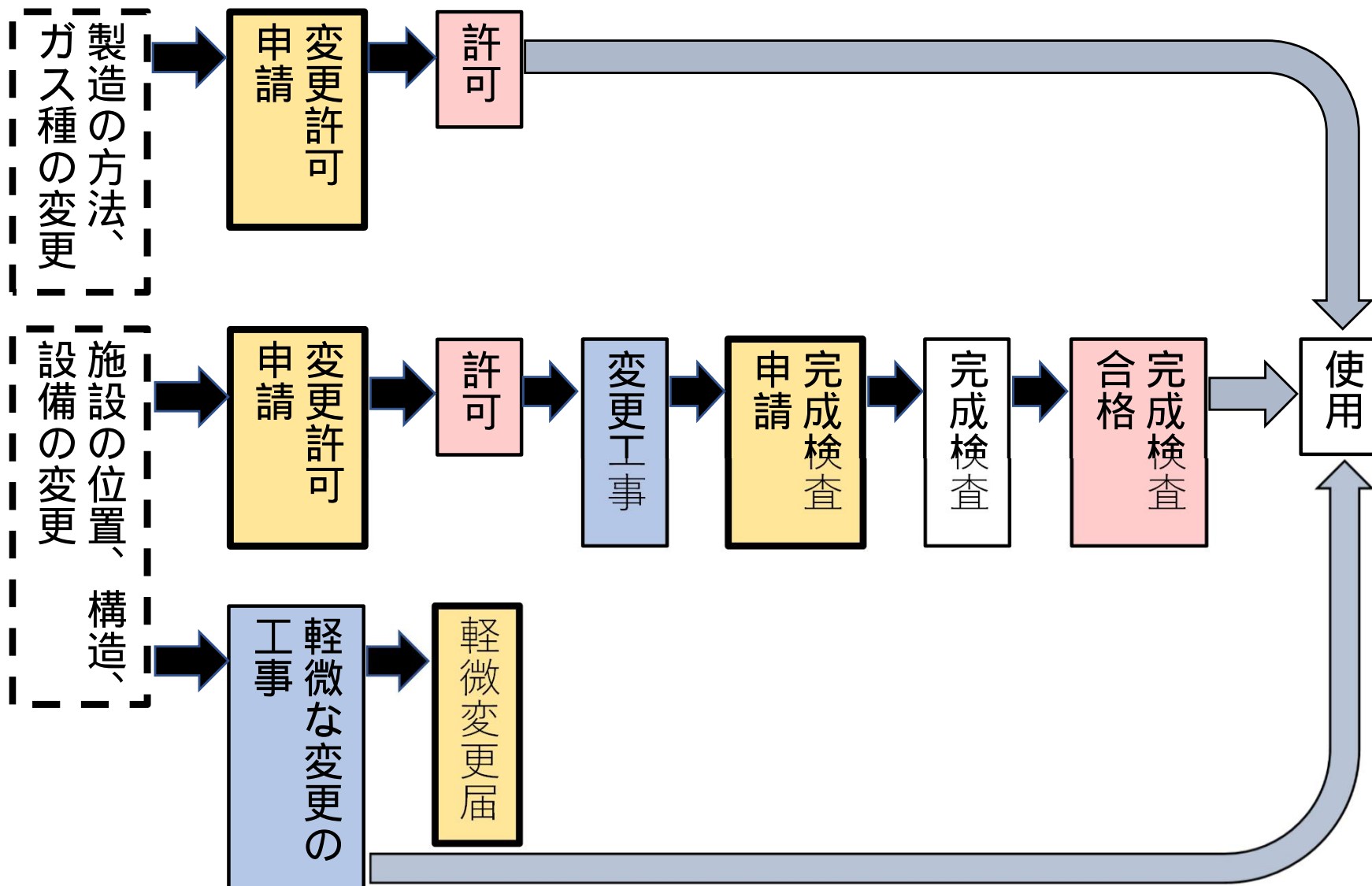
高圧ガス関係申請・届出の 留意事項について



高圧ガス関係申請・届出の留意事項



◆ 第一種製造者の製造施設等の変更許可・届出に関するフロー



高圧ガス関係申請・届出の留意事項



一般則第15条第1項 液石則第16条第1項

◆ 軽微な変更の工事(例)

- 高圧ガス設備（**特定設備を除く。**）の**取替え**（**認定品等への取替えに限る。**）の工事であって、当該設備の**処理能力の変更を伴わないもの**
- ガス設備（**高圧ガス設備を除く。**）の変更の工事
- **ガス設備以外**の製造施設に係る設備の変更の工事
- 製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス設備の**撤去**の工事
- 通達「高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて（令和3年2月22日付20210201保局第1号）」による変更の工事

高圧ガス関係申請・届出の留意事項



◆ 軽微な変更の工事(例)

一般則第15条第1項 液石則第16条第1項

- 通達「高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて（令和3年2月22日付20210201保局第1号）」

要注意

高圧ガスの通る設備の取替えに際し、既設設備との間に溶接等の現場加工が伴う場合には、管類に係る認定試験者が当該工事を施工した場合に限り軽微な変更の工事に該当するものとする。

高圧ガス関係申請・届出の留意事項



通達「～軽微な変更の工事の取扱いについて」

◆ 許可及び届出の不要な工事(1)

1. 圧力計、温度計の**取替え**（**同一方式への取替えに限る。**）
2. 充填又は受入に係る可とう管（**直接容器等に接続される部分のものであって高圧ホース及び金属フレキ管に限る。**）の**取替え**
3. 高圧ガス（その原料となるガスを含む。）の通る部分の設備を構成する部品のうち、**耐圧性能又は気密性に直接影響のない部品又はJIS等の規格品であり、その性能が保証されているもの**の**取替え**（ボルト、ナット、圧縮機のピストン、反応器の攪拌器のプロペラ、蒸留等のトレイ又は熱交換器の邪魔板等）

高圧ガス関係申請・届出の留意事項



◆ 許可及び届出の不要な工事(2)

4. **独立した**製造設備、貯蔵設備、容器置場の撤去の工事
栃木県では、**高圧ガス製造施設軽微変更届書**により
届出をお願いしています。【**栃木県運用**】
5. **高圧ガス**（その原料となるガスを含む。）の**通らない部分の設備**に係る**撤去**の工事又は**同等以上のものへの取替え**の工事
6. 保安上特段の支障がない**消耗品**の**取替え**（事前に工業振興課保安担当へご相談ください。）

高圧ガス関係申請・届出の留意事項



◆ 第一種製造者の製造施設等の変更許可・届出手続き

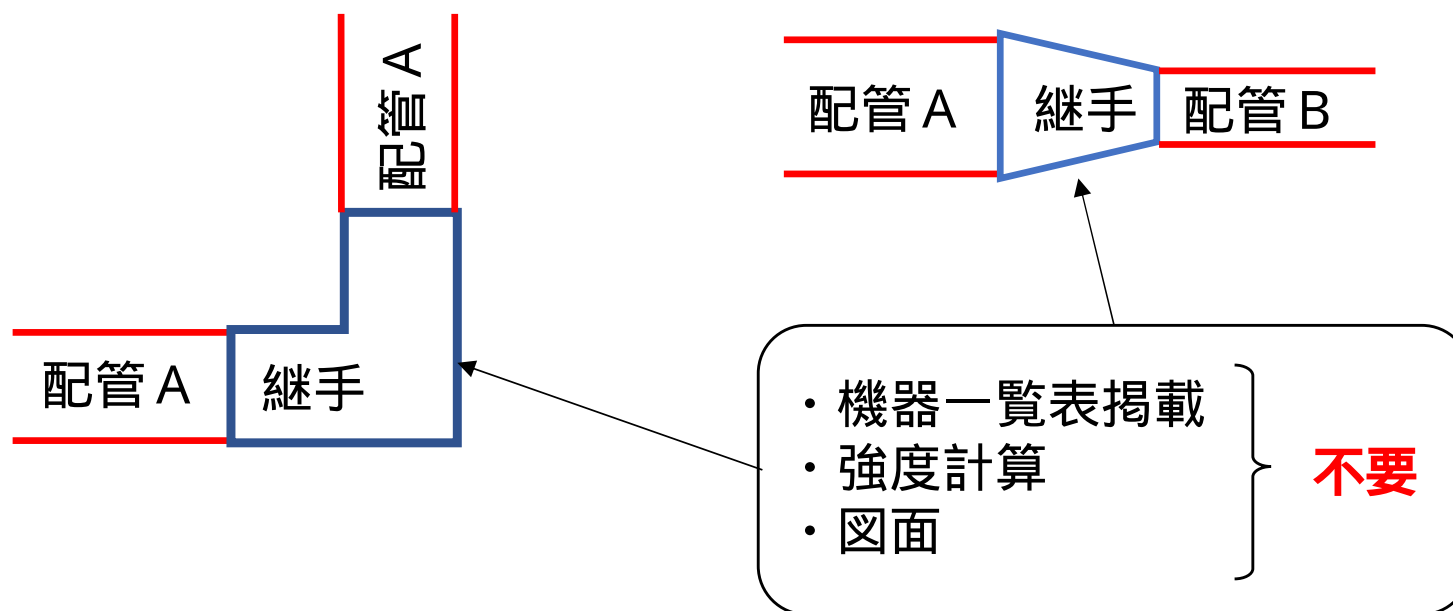
施設・設備区分	変更内容	手続き
高圧ガス設備 (<u>特定設備を除く</u>)	新增設・改造等	変更許可
	取替え	変更許可 (処理能力が変わらず、大臣認定品等への取替えに限り 軽微変更)
	支障のない撤去	軽微変更
特定設備	新增設・改造等	変更許可
	取替え	変更許可
	支障のない撤去	軽微変更
ガス設備 (<u>高圧ガス設備を除く</u>)	新增設・改造等	軽微変更
	取替え	軽微変更
	支障のない撤去	手続き不要
ガス設備以外の製造施設	新增設・改造等	軽微変更
	取替え	軽微変更 (同等以上の取替えは 手続き不要)
	撤去	手続き不要

高圧ガス関係申請・届出の留意事項



◆ 継手の取扱いについて【栃木県運用】

高圧ガス設備に使用される**継手**については、配管等と併せて設置・変更する場合、機器一覧表への掲載、強度計算書・図面等の添付を不要としています。



高圧ガス関係申請・届出の留意事項

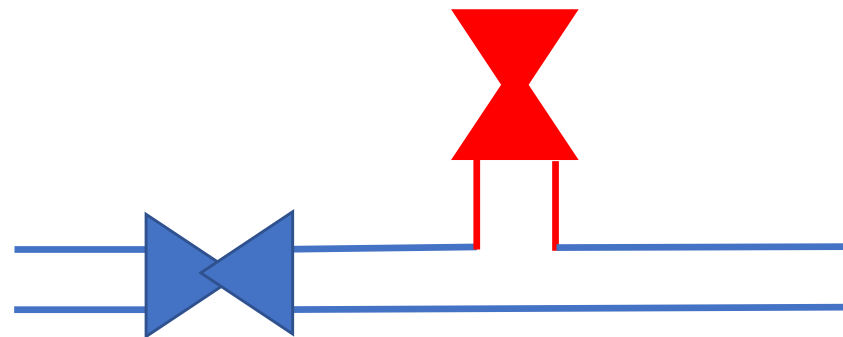


◆トラブル事例

< 許可申請時 >



< 完成検査時 >



許可後に設備の記載漏れや申請漏れ等が発覚した場合、**改めて変更許可が必要となる**場合があります。

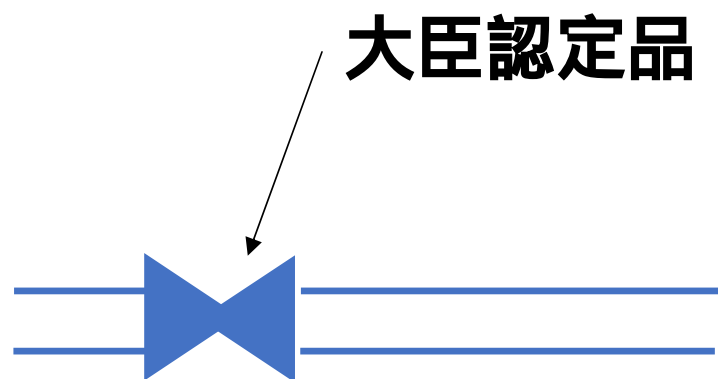
納期の遅れ、追加費用の発生等の支障が生じる恐れがありますので、申請前に内容を十分にご確認ください。

高圧ガス関係申請・届出の留意事項

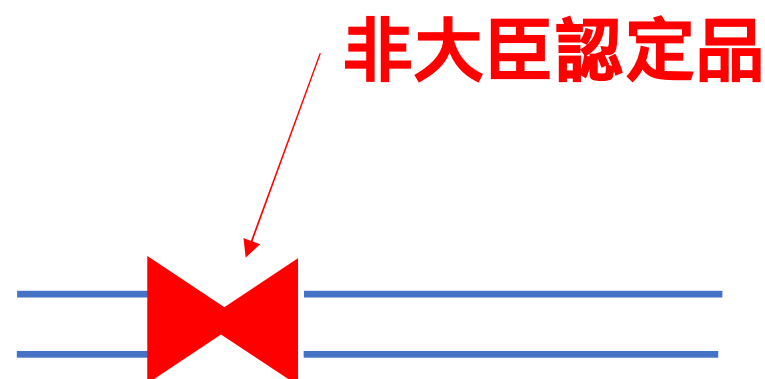


◆トラブル事例

< 許可申請時 >



< 完成検査時 >



許可申請と異なる機器の使用等が発覚した場合、**改めて変更許可が必要**となる場合があります。

納期の遅れ、追加費用の発生等の支障が生じる恐れがありますので、申請前に内容を十分にご確認ください。



◆ 各種申請・届出の留意事項(その他)

1. 押印廃止について

令和2(2020)年12月の法改正により、申請書・届出書の代表者印の**押印が不要**となりました。

押印があっても差し支えありません。

2. 事業所長等への委任状について

各種申請の申請者（届出者）は法人代表者である必要があります。事業所長名等で申請（届出）する場合は、法人代表者から事業所長等への**委任状が必要**です。この場合は、必ず申請の度に委任状（写）を添付してください。

なお、委任状には法人代表者の押印が必要です。



◆ 各種申請・届出の留意事項(その他)

3. 申請書の郵送について

各種申請は郵送による対応が可能です。

この場合は、控えの返送用に**切手を貼り付けた返信用封筒を必ず同封**してください。

4. リモートによる打合せについて

電話やメールによる軽易な相談の他、相談内容が複雑な場合は対面あるいはリモートによる打合せも可能ですので、ご相談ください。(要日程調整)

ご視聴ありがとうございました。

今後とも「法令の遵守」及び「保安の確保」にご協力をお願いいたします。

～各種申請・届出様式は、栃木県HPからダウンロードできます～



【QRコード】

栃木県高圧ガスHPトップ



様式ダウンロード



栃木県庁 高圧ガス